

5 就学支援金及び授業料等軽減制度について

1 制度の概要

(1) 高等学校等就学支援金制度（国の制度）

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。

(2) 授業料等軽減補助金制度（県の制度）

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料及び施設整備費・実習費などの実質的に授業料に相当する費用（以下、「授業料」と言います。）や入学時納入金を軽減する制度です。

就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当（相殺）されます。生徒に直接お渡しするものではありませんので、ご注意ください。

2 支援の対象となる方

生徒の保護者等全員の市町村民税の課税所得額（課税標準額）などにより算出した額の合計額に応じて、次の表のとおり支給（軽減）されます。

普通科

上段	対象となる判定基準 ^{※1※2} (市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額)(保護者等全員の合計額)	毎月の授業料等から軽減される金額	うち		生徒負担額 (諸費を含む)	入学時納入金から軽減される金額
			就学支援金の額	授業料等軽減補助金の額		
下段	【参考数値】 世帯年収目安					
	0円(非課税) ～約270万円	授業料等の全額	33,000円	1,500円	6,000円	180,000円
	51,300円未満 約270万円～約350万円	授業料等の全額	33,000円	1,500円	6,000円	180,000円
	154,500円未満 約350万円～約590万円	33,000円	33,000円	-	7,500円	-
	304,200円未満 約590万円～約910万円	9,900円	9,900円	-	30,600円	-
	304,200円以上 約910万円～	-	-	-	40,500円	-

機械科・電気情報科

上段	対象となる判定基準 ^{※1※2} (市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額)(保護者等全員の合計額)	毎月の授業料等から軽減される金額	うち		生徒負担額 (諸費を含む)	入学時納入金から軽減される金額
			就学支援金の額	授業料等軽減補助金の額		
下段	【参考数値】 世帯年収目安					
	0円(非課税) ～約270万円	授業料等の全額	33,000円	2,500円	5,500円	180,000円
	51,300円未満 約270万円～約350万円	授業料等の全額	33,000円	2,500円	5,500円	180,000円
	154,500円未満 約350万円～約590万円	33,000円	33,000円	-	8,000円	-
	304,200円未満 約590万円～約910万円	9,900円	9,900円	-	31,100円	-
	304,200円以上 約910万円～	-	-	-	41,000円	-

※1 支給の判定対象となる方について

◎ 支給の判定は、市町村民税の課税所得額（課税標準額）などにより算出した額（保護者等全員の額を合算したもの）により行います。

この場合の「保護者等」とは、次の方をいいます。

ア 親権者

イ 親権者がいない場合は、未成年後見人

ウ 未成年後見人もいない場合、「主たる生計維持者（＝生徒を扶養している方）」

エ 主たる生計維持者もいない場合、生徒本人

※2 市町村民税の調整控除の額について

◎ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

○軽減対象となる授業料等の学校納付金の範囲について

授業料だけでなく、施設整備費など授業料と同様の趣旨のものであると認められる学校納付金については、軽減対象となる経費（授業料等）に含みます。

なお、軽減対象となる授業料等の額の算定に当たっては、就学支援金の対象額も含みます。

○家計急変について

年の中途に特別の事情（失業、病気、離婚、災害など）のため、前ページの表と同程度に学資負担が困難と認められる場合は、収入状況により授業料等軽減を受けることができる場合がありますので、学校に相談してください。

詳しくは事務室におたずねください。（TEL 0823-71-9163）